大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年９月２９日

大和市長　大　木　　哲

大和市規則第３１号

大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大和市印鑑条例施行規則（昭和５１年大和市規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第５条第３項第１号、同条第４項及び第２２条」を削る。

第４条第２項中「登録の」を「条例第４条第１項の規定による」に改める。

第５条中「に定める」を「のいずれかに該当する」に改め、「のいずれか」を削り、同条第２号中「第１５条第４項」を「第１５条第１項」に改め、同条中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日付け厚生労働省発児第１５６号厚生事務次官通知）別紙療育手帳制度要綱に規定する療育手帳

第６条中「第７条」を「第７条第１項」に改める。

第７条第３号中「、」を削る。

第１２条を次のように改める。

（印鑑登録証明書等の交付申請等）

第１２条　条例第１５条第１項又は第１７条第１項（印鑑登録の証明書に係る部分に限る。）の規定による交付申請をしようとする者は本庁又は設置規則に基づき設置された連絡所へ、同項（印鑑の証明書に係る部分に限る。）の規定による交付申請をしようとする者は本庁へ、それぞれ印鑑登録証明書交付申請書を提出しなければならない。

２　条例第１５条第２項及び第３項各号の規則で定める暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項に規定する暗証番号とする。

附　則

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。